**別　表１**

　対象となる患者類型と認定基準

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象となる患者類型 | 認定基準  （注意喚起通知対象） | 認定基準  （償還払い変更通知対象） |
| **① 自己施術**  （柔道整復師による自身に対する施術）に係る療養費の請求が行われた柔道整復師である患者 | ※注意喚起通知の  送付省略可能 | 自己施術であることが判明した場合、直ちに  ※自己施術は不支給  ※保険者が自己施術を確認した場合は地方厚生局に情報提供する。 |
| **② 自家施術**  （柔道整復師による家族に対する施術、柔道整復師による関連施術所の開設者及び従業員に対する施術）を繰り返し受けている患者 | 自家施術かつ２回以上繰り返し施術をうけていることが判明した場合 | 事実確認（文書等）後も、引き続き自家施術を受けており、償還払いへの変更が適当と判断した場合 |
| **③** 保険者等が、患者に対する照会を適切な時期に患者に分かりやすい**照会内容**で繰り返し行っても、**回答しない患者** | 患者照会未回答者へ  督促通知  （２回目において回答期限までに回答がなかった患者） | 事実確認（文書、電話、面会）後も、なお未回答の状況が続いており、電話や面会等にも応じず、償還払いへの変更が適当と判断した場合 |
| **④ 複数の施術所**において**同部位の施術を重複**して受けている患者 | 同一患者の施術において2以上の施術所から同部位への施術の療養費申請が行われた場合 | 事実確認（文書等）後も、なお重複施術の状況が続いており、　償還払いへの変更が適当と判断した場合 |
| **⑤　長期かつ頻回な施術を継続**して受けている患者  （初検日を含む月以降５ヶ月を超えて、かつ、1月あたり10回以上の施術を継続して受けている患者） | 長期・頻回受療に係る料金適正化において後療料、温罨法料、冷罨法料及び電療料が、所定料金の100分の50に相当する額により算定される患者 | 事実確認（文書、電話、面会）後も、なお施術が継続して行われており、償還払いへの変更が適当と判断した場合 |